

不用となった

電化製品には、ステッカーを

— あきびん・あきかん・金物類も回収 —

今年度より廃棄電化製品の処理手数料は、無料となりました。

環境衛生課では、不用となった電化製品・あきびん・あきかん・金物類の回収を次の日程で行います。

電化製品には、回収用ステッカー（回収票）を必ず貼って、決められた場所へ出して下さい。

【回収用ステッカーは、あらかじめ申込み者に総務員さんより渡されます。】ステッカーのないものは、回収下さい。

■回収日 横芝地区6月11日

大総・上堺地区

6月25日

■回収時間 午前9時

■回収場所 各地区の収集所

詳しいことは、環境衛生課（☎内線46）へお問い合わせ下さい。

廃棄電化製品回収票

品名	
地区	
氏名	

農業用 廃プラ回収

町廃プラスチック対策協議会では、農業用廃ビニール・ポリエチレン等の回収を行います。これは、焼却による有害ガスの発生や、みだりに投棄することが法律で禁止されていますので、農家の皆様に適正な処理をしていただくために行うものです。近くの回収場へお持ちください。

■回収日 6月12日（月）（雨天14日）

■回収時間 午前7時から午前10時まで

■回収場所

長倉共同利用施設

寺方集出荷場

山武農協大総支所

鳥喰上集出荷場

宮前集会所

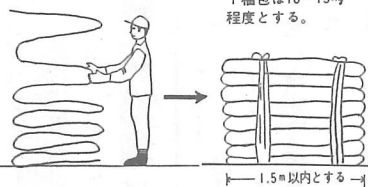
山武農協横芝支所

新島ライスセンター

不明な点は、役場産業振興課（☎内線57）へ

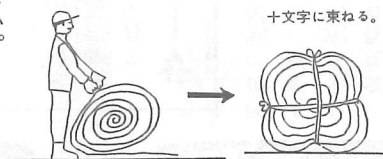
つづら折り

2ヶ所を束ねる。
1 梱包は10～15kg
程度とする。



ぐるぐる巻き

十文字に束ねる。



このように梱包してください。



各地区から集められた廃プラの山(63年)

心身障害児 巡回相談

心身に障害のあるお子さんの育児に関する問題や就学など教育上の問題で悩んでいる方々のために巡回相談を行います。お子さん同伴でおいでください。

■日時 8月3日（木）
■場所 県立東金養護学校
詳しくは町教育委員会（☎内線68）へお問い合わせ下さい。



法律相談が 開催されます

中央公民館では、身近な法律問題でお困りの方のために専門弁護士による法律相談を行います。

秘密は固く守られますので安心してご相談ください。

■日時 6月22日（木）午後1時から

■場所 文化会館相談室

■相談内容 土地・家屋の売買・賃貸借・境界・相続・贈与など

■申込み 6月11日から17日までの間に文化会館（☎351）へ